

## ふるさと制度の利用について

(一社) 京都水泳協会

ふるさと制度を利用して、国民スポーツ大会に京都府から出場を希望する場合、以下の手順に従って申請を行って下さい。なお、本申請を行わなかった出場者は、京都府代表選手としての選考対象にはなりません。

### 1. 対象者

- ① 京都府内の高等学校（高等学校を卒業していない者は卒業中学校）を卒業した者
- ② 現在、大学生（京都府内外を問わない）または京都府外の事業所に勤務している者
- ③ 本年度の国スポ予選会（京都選手権水泳競技大会）に出場し、京都府代表選手としての選考を希望する者

以上のすべての項目に該当する選手は、以下のどちらかの書類を作成し、競技会申込書類とともに提出すること。

- ※ 大会申込書類の提出と同時に提出する必要があります。大会当日の提出は認められません。
- ※ 本書類を提出した場合、他都道府県での国スポ代表選手選考はできません。  
(年度内につき1都道府県からしか選手選考はされません。)
- ※ 京都選手権水泳競技大会を通常の競技会として出場する場合、本書類の提出は必要ありません。

### 2. 提出書類の様式について

#### (1) 様式1

必要事項を記入または入力して作成の上、押印して提出すること。

- ※ 2「ふるさと選手制度」使用に関する確認事項

新規登録：大学生として京都府代表選手としての選考対象を初めて希望する者、または社会人1年目の者

- 例) 大学1回生で、大会に出場する場合  
社会人1年目となり、大会に出場する場合

- ※ 大学1回生は、2「ふるさと選手制度」の利用回数は「1回目活用・新規」を選択すること。
- ※ 「2回目活用」を選択できるのは、大学在籍時にふるさと登録を行い、社会人1年目として本大会に出場する場合に限る。

#### 継続使用

昨年度までにふるさと登録を利用して国体予選会に出場した大学生（2回生以降の全学年）または社会人2年目以降の者

- 例) 大学3回生で、昨年度に引き続き国体予選会に出場する場合

- ※ 大学在籍初年度には「1回目活用・新規」を選択しますが、それ以降、卒業までの期間は「1回目活用・継続〇年目」を選択して下さい。

### 3. その他

作成した書類は、必要事項を入力・記入の上、印刷した用紙に押印したものを提出すること。  
郵送の場合は2枚、PDFで提出する場合は他申込書類とともに1枚を取り込み提出すること。

以上